

## 新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表等）

1 5月27日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を発表しました。その概要は以下のとおりです。

（1）5月29日（金）午後10時まで以下の地域に対し発令されていた義務的自宅待機措置を7日間延長し、6月5日（金）午後10時までとする。

（対象地域：首都圏州サンティアゴ市（Provincia）全32地区及び首都圏州6区（サンティアゴ市に近接するサン・ベルナルド区、ブイン区、プエンテ・アルト区、パドレ・ウルタド区、ランパ区、コリナ区）、タラパカ州イキケ市、アルト・オスピシオ市、ラ・アラウカニア州ロンキマイ市）

（2）5月29日（金）午後10時をもってアントファガスタ州アントファガスタ市中心部、メヒジョネス市における義務的自宅待機措置を解除する。

（3）ラ・アラウカニア州テムコ市、パドレ・ラス・カサス市周辺に設置されている衛生防疫線（Cordon Sanitario）が解除される。他方、ロス・ラゴス州チロエ市、マガジャネス州プンタ・アレナス市、プエルト・ウィリアムス市、バルパライソ州サン・アントニオ市周辺に対する衛生防疫線は継続される。

## 2 コロナウイルス感染にかかる当国医療体制の状況

5月に入ってからの新規感染者の増大に伴い、全国的に医療機関の逼迫が深刻になっています。特に約8割がサンティアゴ市を含む首都圏州に集中しているため、同州における医療状況の逼迫が際立っています。これに対し、保健省は、ICU病床の増設、人工呼吸器の調達等による医療対応能力の拡充や患者の地方病院への移送、各病院間の移送等の様々な手段を通じて医療体制の維持に努めています。当館が調べたところでは、5月25日時点ではサンティアゴ市内のアレマナ病院及びラスコンデス病院においては、引き続き重症患者の入院受け入れは可能とされていますが、これらの病院を含め公立、民間を問わず医療機関における需要が上限近くに達していると見られています。このような状況を踏まえ、在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、引き続き現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

3 5月27日時点で、チリ国内では82,289名（死亡者841名）の新型コロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・ チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・ チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・ チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・ 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- ・ 法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・ 当館ホームページ

[https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)